



エド・ボールズ英国財務省経済担当副大臣の  
表敬訪問を受ける山本大臣  
(11月6日)



東京証券取引所を視察する山本大臣、  
渡辺副大臣、田村政務官  
(11月20日)

## 目次

### 【トピックス】

- 廃業等における債権譲渡等に係る届出の強化について…………… 2
- EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会の開催について…………… 3
- 事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の一部改正について…………… 4
- 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について…………… 5
- 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について…………… 5
- 金融検査マニュアル改訂に関する検討会の設置について…………… 7
- 利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて(平成17年度)…………… 7
- 18年8月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について…………… 9

### 【特集】

- 「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」について…………… 17

### 【金融ここが聞きたい!】…………… 20

### 【お知らせ】

- 「金融庁 電子申請・届出システム」ご利用のお願いについて…………… 23
- 「本人確認法施行令等の改正について」の広報について…………… 23
- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中…………… 24
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 24

### 【10月の主な報道発表等】…………… 25

## 【トピックス】

### 廃業等における債権譲渡等に係る届出の強化について

#### 1. はじめに

金融庁は、貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「内閣府令」と呼びます。）第10条及び同規則別紙様式第6号で定める廃業等届出書の様式を改正することとし、11月7日から[改正案をパブリックコメントに付しています](#)。本コーナーでは、内閣府令改正の経緯及び改正概要等について説明させていただきます。

#### 2. 内閣府令改正の経緯

金融庁では、平成17年7月から「[金融サービス利用者相談室](#)」を開設し、金融サービス利用者からの相談等に対応していますが、近時、貸金業者の廃業等に伴う債権譲渡に関する相談事例が見られるようになってきています。

貸金業者が廃業し、登録を更新せず、又は登録取消しとなった場合、取引の終了までの間は「みなし貸金業者」として従前の登録先である財務局長や都道府県知事（以下「登録行政庁」と呼びます。）の監督に服することとされています。また、貸金業者の廃業等の前後に、他の者に債権譲渡がなされた場合、当該債権譲受者に対しても、貸金業の規制等に関する法律の取立規制等が適用され、債権譲受者が貸金業者であれば、登録行政庁の監督に服することとなりますが、貸金業者でない場合は、その者が所在する都道府県知事の監督が及ぶことになっています。

しかし、現行の廃業等届出書は廃業する旨の事実の記載を義務付けるのみであり、また、債権譲渡の場合も、債権譲渡に関する事実の把握が困難となっています。

#### 3. 改正の概要

これらのことから、今般、廃業等の届出についての様式を定めた内閣府令を改正し、現行の届出項目に加えて、以下の項目の届出を義務付け、監督当局として、廃業等の際の残貸付債権の状況やその後の回収方針、債権譲渡の状況等を把握しようとするものです。

##### (1) 「残貸付債権の状況及び債権回収方針」

残貸付債権額、債務者数や債権回収方法についても、予定を含め、自主回収、債権譲渡、取立委託等の別の記載を求めるとしてあります。

##### (2) 「債権譲渡の状況」

廃業等の事実の発生前3ヶ月間に既に債権譲渡を行ったものを含め、譲渡先（譲渡予定先）、譲渡債権金額等の記載を求めるとしてあります。

##### (3) 「取立委託の状況」

債権の取立委託先（委託予定先）、委託債権金額等の記載を求めるとしてあります。

##### (4) 「廃業等後における帳簿及び個人情報の取扱い」

廃業後の帳簿や顧客名簿等についてもその処理予定を記載させることにより、これら帳簿等の管理を確認することとしています。

※ 上記にあわせ、以下の趣旨から、貸金業監督事務ガイドラインの改正を行うこととしています。

- 登録の不更新及び登録取消しの場合にも、債権譲渡等の実態を把握する必要があることから、今般の改正に係る廃業等届出書と同内容の項目について報告を求めるとしてあります。また、廃業等により「みなし貸金業者」となった者に対して、全取引の終了及びそれまでの間に住所変更等があればその報告を求めるとしてあります。
- 債権譲受者に対する都道府県知事の監督権を実効あるものとするため、廃業等届出書等により得た債権譲渡に係る情報や債権譲受者の取立に係る苦情等を、当該債権譲受者への監督権を有する都道府県知事に連絡することとしています。
- ヤミ金対策として、無登録業者に係る苦情について、一般的な警察当局への情報提供に加え、無登録業者による貸付けや取立ての被害を内容とする苦情を受け付けた場合、当局としても早急に事実確認及び警告を行い、警察当局との連携を一層緊密なものとするとしてあります。

#### 4. 今後のスケジュール

内閣府令改正案については、現在付しているパブリックコメントの受付終了後、お寄せ頂いた意

見等を取りまとめた後、公布する予定としています（施行は、公布から3ヵ月後の予定です。）。

## 5. おわりに

廃業後の業者等に対しては、必ずしも行政処分が有効な規制担保手段とはなり得ないおそれがありますが、監督当局としては、廃業等の際の債権譲渡やその後の回収方針等の報告を求め、適切に実態を把握し、当該情報を関係当局間で共有するとともに、警察等関係機関との連携を一層緊密にすることにより、利用者保護に努めてまいりたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について（平成18年11月7日）](#)及び[「廃業等における債権譲渡等に係る届出の強化について」（平成18年11月7日）](#)にアクセスしてください。

## EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会の開催について

### 会議開催の趣旨

金融庁行政情報化推進委員会で平成18年3月28日に決定された「[有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画](#)」においては、XBRLを導入することにより開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性を向上させるとともに、広く国民が利用しやすいシステム環境を整備すること等を目的としております。現在、金融庁では、当該最適化計画に基づきEDINETの再構築を進めておりますが、XBRLの導入等は多くの関係機関の実務に影響を与えるものであります。従って、今後、実務面にかかるXBRLの適用方針等を決定するに当たり、関係機関が連携して取組みを行い、幅広い意見を聴取するとともに当庁の考えを周知することが必要であるため、EDINETの高度化に関する協議会の一環として実務者検討会を開催することとしました。

また、当検討会において聴取した意見を参考にEDINETに関する具体的な業務及び機能の検討を進め、開示情報の高度化及びシステムの利便性の向上を図っていく所存であります。

- ・EDINET「[Electronic Disclosure for Investors Network](#)」（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）とは、有価証券報告書等の開示書類の提出者が、開示書類に記載すべき情報をインターネットを利用したオンラインで財務（支）局に提出し、これらの開示情報を財務（支）局の閲覧室に設置するモニター画面によって公衆縦覧に供するとともに、インターネットを利用して広く一般に提供するシステムです。
- ・XBRL（[eXtensible Business Reporting Language](#)）とは財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピュータ言語であり、米国や欧州などを中心に導入に向けた動きが急速に進んでいます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会の開催について」（平成18年11月6日）](#)にアクセスしてください。また、「審議会・研究会等」から[「EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会」](#)にもアクセスしてください。

## 事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の一部改正について

### 1. はじめに

金融庁は、「消費者信用団体生命保険」に係る種々の指摘や貸金業者の出資法に関する認識不足によって法令違反となる事例が検査・監督において散見されていることを踏まえ、「[貸金業関係の事務ガイドライン\(第三分冊：金融会社関係\)](#)」を改正しました。本コーナーにおいては、事務ガイドライン改正の経緯及び改正概要について説明させていただきます。

### 2. ガイドライン改正の経緯

「消費者信用団体生命保険」は、消費者金融を利用する際、消費者金融業者が契約者となり債務者を被保険者とする生命保険であり、債務者が死亡した際に保険金により債務が消滅するため、遺族等の生計安定を確保することが可能な保険ですが、一方で、貸金業者による過酷な取立てを助長する要因になるのではないかとといった指摘などがなされているところです。

また、近年、貸金業者においては、利息そのものは出資法上限金利の範囲内で契約や受領しているにもかかわらず、出資法第5条第7項において利息とみなされるもの(いわゆる「みなし利息」)に関する認識不足による結果、出資法上限金利を超過する利息の契約や受領を行っている事例が散見されているところです。

このような状況を踏まえ、貸金業者の業務の適正化を図るため、貸金業規制法第21条及び出資法第5条第7項の規定について一層の明確化を図ることとしました。

### 3. 改正の概要

#### (1) 貸金業規制法第21条第1項の「威迫」に該当する事項の明確化(3-2-6(1)及び3-6関係)

貸金業規制法第21条第1項では、貸金業者が貸付債権の取立てをするに当たって、人を威迫し又は人の私生活若しくは業務の平穩を害する言動により、その者を困惑させることを禁止しており、事務ガイドラインにおいて「威迫」に該当するおそれが大きい場合について例示しているところです。

貸金業者が債権回収のために、債務者等に対して自らその身体、生命、財産を害して保険金請求事由を生ぜしめることを強要又は示唆し、債務者等を困惑させることは万が一にもあってはならないことですので、これらの行為が貸金業規制法第21条における「威迫」に該当し、そのような取立行為が禁止されていることを、事務ガイドラインにおいて明確化したものです。

なお、このような行為については、消費者金融を利用する際に加入する「消費者信用団体生命保険」による保険金に限らず、債務者が従前から加入している生命保険などの保険金についても、これを債権回収のために不当に利用することは許されません。

#### (2) 出資法第5条第7項において利息とみなされる金銭の明確化について(3-2-10関係)

出資法第5条第7項においては、金銭の貸付けを行う者がその貸付に関し受ける金銭について、元本以外のものはどのような名義のものであっても、出資法上の利息としてみなされることが規定されています。

このため、従来から、保証業者に支払われる保証料や司法書士等に支払われる公正証書作成費用等を一旦代理受領した場合も、利息とみなされており、今般のガイドラインの改正はその解釈を明確化するものです。

なお、本件は、あくまでも現行の出資法の解釈・運用の明確化を図るものであり、現在、国会にて審議中の貸金業規制法改正案においては、出資法の利息の定義自体に大幅な見直しを加えられていることにご留意ください。

### 4. おわりに

以上、貸金業関係の事務ガイドライン改正について説明させていただきました。貸金業者が改正ガイドラインに従い対応することは、貸金業者の適切な業務運営を促し、利用者保護に資すると考えられます。金融庁としては、今般の事務ガイドライン改正をも踏まえ、引き続き、貸金業者の厳正かつ適切な監督に努めてまいりたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について」（平成18年11月1日）](#)または、[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正案に対するパブリックコメントの結果について」（平成18年11月1日）](#)にアクセスしてください。

## 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成15年9月12日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドライン（[現監督指針](#)）を改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成15年9月以降、本年9月30日までに、金融庁及び全国の財務局等において、12,979件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、本年9月30日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、6,703件の利用停止、5,253件の強制解約等を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（平成18年10月31日）](#)にアクセスしてください。

## 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について

### 概要

相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成18年7月1日から9月30日における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

- ① 平成18年7月1日から9月30日までの間に、13,475件の相談等（詳細については、「[金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表（別紙1）](#)」をご参照ください。）が寄せられています。一日当たりの受付件数は平均214件となっており、平成18年4月1日から6月30日までの間の実績（225件）と概ね同水準となっています。
- ② 分野別の受付件数としては、

預金・融資等に関するものが	3,540件	(26%)
保険商品等に関するものが	4,562件	(34%)
投資商品等に関するものが	2,484件	(18%)
貸金等に関するものが	2,339件	(17%)
金融行政一般・その他が	550件	(4%)

となっています。
- ③ 分野別の特徴等としては、  
イ 預金・融資等に関するもののうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談

等が、預金業務については、本人確認手続など預入れ時の態勢についての相談等が寄せられています。

- ロ 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
- ハ 投資商品等については、証券会社に関するもの、未公開株関係に関するもの、企業内容等開示関係に関するものについての相談等が寄せられています。
- ニ 貸金等については、行政に対する要望等に関するもの、業者の登録の有無についての照会等一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するものについての相談等が寄せられています。

④ なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報<sup>1</sup>も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、当該金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング、報告徴求、行政処分等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

- イ 預金取扱金融機関によるリスク商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- ロ 預金取扱金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの
- ハ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
- ニ 保険募集人等の不適正な行為（不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り等）に関するもの
- ホ 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の不開示等）に関するもの

⑤ 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しております。これまで、以下のものを公表しておりますので、ご参照下さい。

- イ 預金・融資等の[「預金口座の不正利用に関する情報の提供」](#)
- ロ 保険商品等の[「保険内容の顧客説明に関する相談等」](#)、[「告知義務に関する相談等」](#)、[「保険金の支払いに関する相談等」](#)
- ハ 投資商品等の[「外国為替証拠金取引に関する相談等」](#)、[「証券会社との取引に関する相談等」](#)、[「未公開株の取引に関する相談等」](#)
- ニ 貸金等の[「違法な金融業者等からの借入れに関する相談等」](#)

※ その他、当庁のホームページ（[「一般のみなさんへ」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「金融サービス利用者相談室における相談等の受付上場等に関する公表について（平成18年10月31日）」](#)にアクセスしてください。

---

<sup>1</sup> 検査・監督上参考となる情報の例

## 金融検査マニュアルの改訂に関する検討会の設置について

金融庁は、[預金等受入金融機関に係る検査マニュアル](#)（以下「金融検査マニュアル」という。）の改訂に向けて専門的・技術的観点から議論を深めるために、検査局内に民間の実務者等を含む検討会を設置しました。

これは、平成19年3月期より適用されるバーゼルⅡへの対応に加え、平成11年7月の金融検査マニュアル策定以降、利用者保護の徹底の要請にみられるような現下の情勢変化や、評定制度の導入等の金融検査の進化の進捗をはじめとし、現行の金融検査マニュアルで十分に対応しきれていない面に対応することを踏まえたものです。

[本検討会](#)はこれまで4回開催されています（11月15日時点）。金融検査マニュアルの改訂に向けて、預金等受入金融機関の実態を踏まえた議論を本検討会において引き続き行っていく予定です。

なお、平成19年3月期より適用されるバーゼルⅡに関連する部分については、金融機関の関心の高さ及び準備の必要性に鑑み、本検討会における議論も踏まえ、11月16日に「[バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について](#)」を公表（パブリック・コメント手続きを開始）しました。この部分は今後、他の改訂部分とともに、全体の改訂の一部を構成することになります。

（注）本検査マニュアルは、金融検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理した検査官向けの手引き書として位置づけられるものです。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[金融検査マニュアル改訂に関する検討会の設置について](#)」（平成18年10月27日）にアクセスしてください。

## 利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて（平成17年度）

### 1. 金融改革プログラム

平成16年12月24日公表の「[金融改革プログラム](#)」において、利用者の満足度の高い活力ある金融システムを創造するため、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備するための施策の1つとして、「利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立」を掲げました。

#### （参考）「利用者満足度向上に向けた懇談会」

当該施策の実施にあたり、金融機関が広く利用者の声を把握する取組みの一助とする観点から、平成17年5月～7月にかけて、有識者、利用者、業界団体から参加を得て、業態毎（預貯金取扱金融機関、保険会社、証券会社等、貸金業者）に、「利用者満足度向上に向けた懇談会」を開催しました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[『利用者満足度向上に向けた懇談会』の概要](#)」（平成17年8月9日）にアクセスしてください。

また、利用者満足度向上に向けた懇談会の概要については、「アクセスFSA」[第34号](#)にも掲載していますのでご参照ください。

### 2. 利用者満足度向上に向けた各金融機関の取組みの公表

平成17年8月に、利用者満足度アンケート等の各金融機関の選択する手法により把握した利用者の意見・苦情等を踏まえて、平成17年度に経営改善を実施するように努め、当該実施項目等について平成18年6月末日までに公表するよう、また、当該取組み内容について報告するよう要請を行いました。

その結果、預貯金取扱金融機関、保険会社、証券会社等、貸金業者の合計1,069社から報告があ

り、当該報告内容についてとりまとめたものを公表しました。

### 3. 公表内容

#### (1) 利用者の満足度（CS）向上に向けた各金融機関の取組みについて（平成17年度）

##### ○ 利用者の声を把握する取組み、利用者の声を踏まえた経営改善の取組みの実施率・公表率

各金融機関の平成17年度の利用者満足度向上に向けた取組みについて、当庁への報告書の提出状況を見ると、概ね各業態とも高い提出率となっています。

当庁へ報告書を提出した金融機関のうち、約87.1%の金融機関が利用者の声を把握する取組み（アンケート、苦情相談の集計等）を実施しています。当該取組みを実施した金融機関のうち、アンケート結果等を公表した金融機関は約52.3%となっています。

また、当庁へ報告書を提出した金融機関のうち、約64.6%の金融機関が利用者の声を踏まえた経営改善の取組みを実施しています。当該取組みを実施した金融機関のうち、実施した取組み内容を公表した金融機関は約70.8%となっています。

このように、一部金融機関において、こうした取組み内容の公表を控えたところが見られましたが、各金融機関が自らの取組みを広く公表し、利用者に情報提供をおこなっていくことによって、利用者の評価を通じ、利用者満足度の向上が図られるものと考えられます。

各金融機関が、より積極的に自らの取組み内容を公表していくことが期待されます。

##### ○ 利用者の声を把握する手法

利用者の声を把握する手法としては、アンケート・ヒアリングが多く見られました。苦情相談を分析する手法も見られたものの、アンケート・ヒアリングと比べ相対的に少ない結果となっています。

##### ○ 利用者の声を踏まえた経営改善の具体的な取組み内容

###### <預貯金取扱金融機関>

偽造・盗難キャッシュカード問題の対策を背景としたATM・ネットバンキング等のセキュリティ改善、バリアフリー化などの店舗設備改善、融資関連商品や預金・投資関連商品の見直しと開発、インターネット取引の改革等について取り組まれています。

###### <保険会社>

生命保険会社・・・契約時の説明強化、支払時の顧客対応に配慮した取組みが多く見られました。

損害保険会社・・・情報提供の改善、契約時の説明強化、契約後の顧客対応、特に事故発生時の初期対応に配慮した取組みが多く見られました。

###### <証券会社>

講演会、セミナーなどさまざまな方法による情報提供内容の充実強化の取組みが多く見られるとともに、インターネット関連サービスの改善強化、手数料の引き下げ、担当者のマナー・知識向上を通じた相談体制の強化等の取組みが見られました。

###### <貸金業者>

消費者金融大手7社は、多重債務問題への自主的な取組みとして、健全な家計管理の支援、安全な利用のための情報発信等を順次実施しています。

また、クレジットカード会社等ではポイントサービスの改善がなされています。

#### (2) 利用者の満足度（CS）向上に向けた各金融機関の取組み事例集（平成17年度）

[利用者満足度向上に向けた各金融機関の取組み事例集](#)を公表しておりますので、ご覧ください。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて（平成17年度）」（平成18年10月26日）](#)にアクセスしてください。



## 18年8月に実施した「中小企業金融モニタリング」の 取りまとめ結果の公表について

「中小企業金融モニタリング」は、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、財務局・財務事務所職員が、商工会議所等、日本公認会計士協会地域会及び税理士会の協力を得て、各地域における中小企業から見た中小企業金融の実情等についての的確に把握するために四半期毎に実施しているものです。

今般、18年8月に実施した中小企業金融モニタリングの結果を当庁において以下のとおり取りまとめ、公表しました。

今回の調査結果について俯瞰してみると、

- ① 中小企業金融に関する最近3ヶ月間の貸出動向については、地域毎にばらつきは見られるものの、全11地域において「積極的である」、「やや積極的である」との意見が概ね50%～80%を占めており、また、「消極的である」、「やや消極的である」との意見は全地域において10%を下回っています。
- ② また、中小企業金融の実情については、借り手側の財務内容に応じて融資姿勢に格差が生じているといった意見も聞かれるが少数であり、各金融機関においては、担保・保証に過度に依存しない融資など前向きな動きが着実に拡大しています。

金融庁としては、今後とも本モニタリングを通じて中小企業金融の現場の声を積極的に把握するとともに、得られた情報について、金融機関の検査・監督の実施に当たり重要な情報として活用するなど、中小企業金融の円滑化に向けて引き続き努力していきます。

### 1. モニタリング聴取先について

全国47都道府県の商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会等の経営相談に携わる者、税理士、公認会計士393人（248団体）からヒアリングを行いました。

団体先	聴取人数(団体数)
商工会議所	144人(70)
商工会	109人(96)
商工会連合会	46人(21)
税理士会	32人(24)
中小企業団体中央会	20人(13)
日本公認会計士協会	27人(19)
商工会議所連合会	6人(3)
中小企業家同友会	9人(2)
合 計	393人(248)

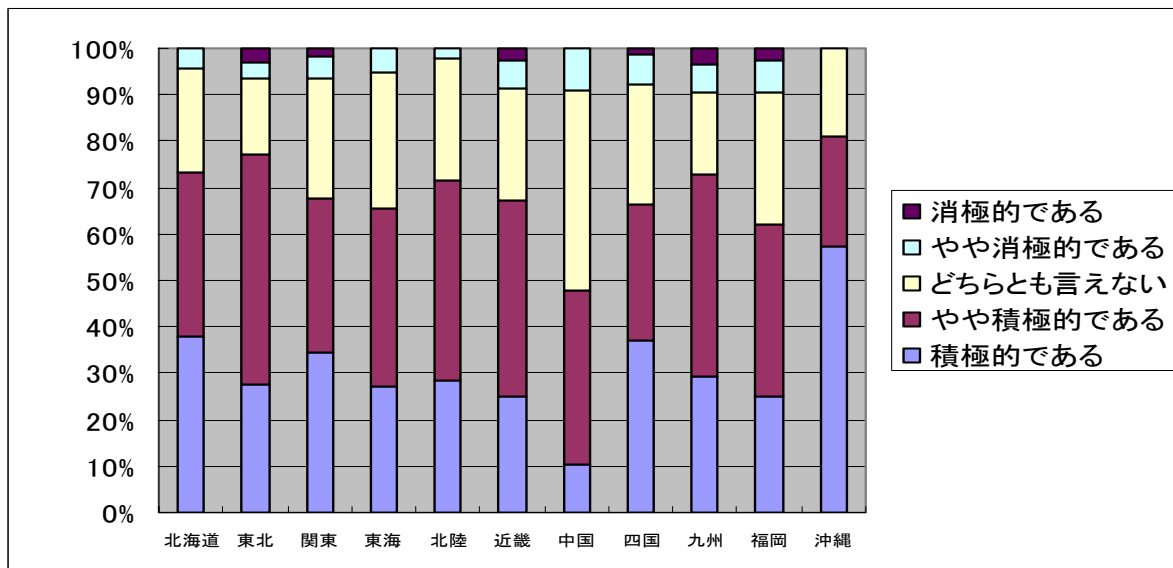
(注) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング対象数、対象先が調査実施毎に異なる場合があります。

## 2. ヒアリング結果概要

### (1) 「中小企業金融に関する最近3ヶ月間の貸出動向について」のヒアリング結果概要

#### ① 地域毎の概要

各地域毎にはばらつきは見られるものの、全地域において「積極的である」、「やや積極的である」との意見が概ね5割～8割を占めています。また、「消極的である」、「やや消極的である」との意見は全地域において1割未満となっています。



#### ② 業態毎の概要

最近3ヶ月の動向	主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系 金融機関		全 体	
1 積極的である	60	26.8%	91	24.5%	100	27.7%	137	36.7%	388	29.2%
2 やや積極的である	71	31.7%	162	43.7%	144	39.9%	126	33.8%	503	37.8%
3 どちらとも言えない	74	33.0%	93	25.1%	92	25.5%	85	22.8%	344	25.9%
4 やや消極的である	12	5.4%	17	4.6%	23	6.4%	22	5.9%	74	5.6%
5 消極的である	7	3.1%	8	2.2%	2	0.6%	3	0.8%	20	1.5%
合 計	224	100.0%	371	100.0%	361	100.0%	373	100.0%	1329	100.0%

(注1) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではありません。

(注2) 上記表は、有効回答の内訳を表したものです。無回答及び不明は含まれておりません。このため、聴取人数と意見の合計数は一致しません。

#### ➤ 上記表の「4 やや消極的である」・「5 消極的である」を選択したものの理由

上記4・5の理由	主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系 金融機関		全 体	
新規融資姿勢関連	9	34.6%	10	27.0%	10	24.4%	13	41.9%	42	31.1%
担保・保証関連	3	11.5%	8	21.6%	8	19.5%	1	3.2%	20	14.8%
金利関連	3	11.5%	2	5.4%	5	12.2%	2	6.5%	12	8.9%
融資条件関連	5	19.2%	11	29.7%	13	31.7%	7	22.6%	36	26.7%
審査手続関連	4	15.4%	3	8.1%	4	9.8%	7	22.6%	18	13.3%
その他	2	7.7%	3	8.1%	1	2.4%	1	3.2%	7	5.2%
合 計	26	100.0%	37	100.0%	41	100.0%	31	100.0%	135	100.0%

(注) 一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、上記4・5の合計回答件数(94件)と上記表の全体の合計回答件数(135件)は一致しません。

## (2) 「中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について」のヒアリング結果概要

- 中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について以下の9項目を聴取しました。

- ① 融資姿勢に関するもの
- ② 担保・保証に関するもの
- ③ 経営指導に関するもの
- ④ 創業・再生支援に関するもの
- ⑤ 融資の際の説明態勢に関するもの
- ⑥ 金融機関の資質・能力に関するもの
- ⑦ 融資の際の審査期間に関するもの
- ⑧ 金利に関するもの
- ⑨ その他

(注) 今回ヒアリングより、従前のヒアリング項目「経営指導・創業再生支援に関するもの」については、創業・再生支援の実情をより適切に把握する観点から「③ 経営指導に関するもの」及び「④ 創業・再生支援に関するもの」に分けてヒアリングを実施しています。

- 各項目に寄せられた主な意見は以下のとおりです。

(注) 主な意見における( )内は、意見を収集した財務局名を指すが、同一財務局において多様な意見を収集しており、それぞれの意見を抜粋して記載しています。

### ① 融資姿勢

- ・ 貸し渋り・貸し剥がしといった声は聞かれず、信用保証協会等の制度融資を活用するなど、積極的に新規融資を実行している(全地域)。
- ・ 業況が良好な企業に対する融資姿勢については、低金利又は無担保、無保証等、有利な融資条件で新規開拓を図っており、金融機関間の競争が激しくなっている(全地域)。
- ・ 一方、業況不芳な企業に対する融資姿勢については、短期資金の借り換え時に実行期間を短縮するなど、融資姿勢は消極的である(全地域)。

### ② 担保・保証

- ・ 経営者の資質や事業計画・将来性を重視した融資が見られるなど、従前より担保・保証に対する過度の依存は見られない(全地域)。
- ・ 信用保証協会の制度変更(第三者保証は原則不要)により保証協会の保証付融資の利用が増えているほか、これを背景として、プロパー融資においても無担保・無保証人融資の商品が多くなっている(全地域)。
- ・ 「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」に基づく審査を行い、無担保・無保証の商品を販売している(北海道、北陸)。
- ・ 業況不芳な企業については保証協会の保証付融資が必須条件となるなど、依然として担保・保証に依存した融資姿勢が見られる(全地域)。

### ③ 経営指導

- ・ 経営指導を行う専門部署の設置、異業種交流会の開催による販路拡大支援など、経営指導については組織として積極的に対応している(全地域)。
- ・ 企業におけるリストラ・遊休不動産の処分に当って積極的に協力するなど、経営指導については強化されつつある(北海道、東北、東海、北陸、中国、四国、九州、福岡、沖縄)。
- ・ 企業の財務内容を分析し具体的な経営指導を行うなど、積極的な対応を行っている(北海道、東北、関東、東海、北陸、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ 経営相談の専門部署を設置しているものの、実態は債権管理にとどまるなど、積極的な経営支援は行われていない(全地域)。
- ・ 職員削減・店舗統廃合による事務の増加などから、職員に対する研修・人材育成などの体制整備は行われていない(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、福岡)。

#### ④ 創業・再生支援

- ・ 創業・再生支援の専門部署を設置するほか、私募債の発行に対応するなど、積極的に対応している（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、福岡）。
- ・ 経営改善計画や資金繰り計画策定に対する助言や、債権売却・営業譲渡・会社分割等の手法により支援するなど、積極的に再生・支援を行っている（北海道、東北、関東、北陸、中国、四国、九州）。
- ・ 企業の業況が少し悪化した段階においては、担保保全や債権回収を優先させたいとの姿勢が感じられるなど、積極的な再生支援は行われていない（全地域）。
- ・ 専門部署を設置するなど体制整備を図っているが、金融機関にノウハウが不足していることなどから支援実績が少ない（北海道、東北）。

#### ⑤ 融資の際の説明態勢

- ・ 与信取引説明書に基づき債務者・保証人の両者に説明を行うほか、融資申込書の添付書類一式を見せながら説明を行うなど、十分な説明を行っている（全地域）。
- ・ 説明態勢については、マニュアル化や行内研修実施により厳格な取扱いに努めているなど、組織として説明の充実に向けた取組みがなされている（北海道、東北、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 融資が困難な場合、そのように判断する要因（経営状況・財務内容等）についても説明が行われるなど、融資拒絶等に際しても丁寧な説明が行われている（北海道、東北、関東、四国、九州）。
- ・ 融資条件について、変動金利であることを認識しないままに契約していた事例のほか、少額融資の一本化に際して保証料率や貸付利率の説明がなされなかったなど、説明不足と認められる事案が見られた（東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄）。

#### ⑥ 金融機関の資質・能力

- ・ FP（ファイナンシャル・プランナー）・中小企業診断士の資格取得を促すなど、積極的な取組みが見られる（全地域）。
- ・ 企業の財務内容だけでなく、経営者の資質、事業の将来性、企業の技術力、ビジネス・プランにも着目した融資・審査に取り組んでいる（北海道、東北、関東、東海、北陸、四国、九州、福岡、沖縄）。
- ・ 制度融資に関する理解不足のほか、短期間の財務諸表にのみ着目して融資判断を行っており企業の技術力・成長性、経営者の資質を見抜く能力が低いなど、目利き能力が不足している（全地域）。

#### ⑦ 融資の際の審査期間

- ・ 融資申請に当たり、借手側が回答期限を明示し、金融機関側も期限内の回答に応じるなど、審査期間については特に問題となっていない（北海道、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄）。
- ・ 審査期間については、早ければ即日にも融資可否が決定される商品（スピードローン）を導入しているなど、審査期間は短期化している（北海道、東北、関東、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 審査手続きについては、金融機関から企業に対して早めに必要書類の提出要請等を行い、企業の負担とならないよう配慮されている（北陸）。
- ・ 担保評価に長期間を要した事例や、追加の資料を求められる事例などがあり、審査期間は長くなった（北海道、東北、関東、近畿、中国、四国、九州、福岡）。

#### ⑧ 金利

- ・ 企業に対する信用格付けの付与に伴い、信用リスクに見合った金利水準が設定されている（全地域）。
- ・ 日銀のゼロ金利政策解除により金利は上昇局面にあるが、このような環境変化を踏まえれば、現状の金利水準に不満はない（北海道、東北、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。

- ・ 金融機関間の貸出競争などから、金利は低下傾向にある（関東、東海、四国）。
- ・ 預金金利と貸出金利との乖離が大きいなど、金利水準に対する不満は依然として高い（北海道、関東、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 業況が良好な債務者と、業況不芳の債務者との金利格差が大きい、又は拡大傾向にあるなどの事例が見られる（北陸、近畿、四国、福岡）。
- ・ 日銀のゼロ金利政策解除により一時的に金利は上昇した。現状は落ち着いているが、過度の金利上昇につながらないよう指導していただきたい（北海道、東北、東海、近畿、四国、九州）。

### ⑨ その他

- ・ 個人情報保護法施行により、個人情報の取扱いが厳正になったのは理解できるが、金融機関での手続きが煩雑になり過ぎて非常に不便である。今後、運用面の緩和を望む（北陸）。
- ・ 中小企業が金融機関に対して最も重要視しているのは、「安定した資金供給」である。金融機関は「金融環境の変化に対応できているか」、「CS（顧客満足）の観点で顧客に役立つサービスを行っているか」等、現状の中小企業金融に関する改善点（着目点）は数多くあるのではないか。今後、金融機関は経営方針を明確にしたうえで、顧客の評価を検証していく姿勢が必要（近畿）。
- ・ 信用保証協会の「信用保証率体系の改正」については、これまで一律だった保険料率が債務者の定性要因を加味して適用料率を決定するよう変更されたところだが、定性要因をどのように判定していくのか注視していきたい（九州）。

### (3) 「中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例について」のヒアリング結果概要

- ・ 中小企業金融モニタリングでは、中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例として、毎回、検査・監督に関する特定のテーマを設定し調査を行っています。
- ・ 今回の質問調査事項とそれに対する主な意見は、以下のとおりです。

#### ① 金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】（改訂版）の中小企業への浸透状況について

##### 【寄せられた主な意見】

- ・ 商工会等連合会のセミナー等で講習会を行っており、徐々に浸透しつつある。
- ・ リーフレットは承知しているが、中小零細企業への浸透度はまだ薄く、マニュアルの存在を知らない経営者は多い。
- ・ 商工会等の支援機関は取組については承知しているが、経営者側において認知及び理解をしている企業は少ない。
- ・ テレビ・ラジオCM等での広報活動を望む。

#### ② 担保、保証に過度に依存しない融資、及び担保・保証徴求について

##### i. 担保・保証に関する説明態勢について

担保・保証の契約時、又は条件変更時における、契約の内容、契約の客観的合理的理由、又は契約の意思確認についての説明に関する具体例について聞いたところ、主な回答は以下の通りとなりました。

- 担保・保証に関する説明態勢について、特段の不満等は聞いていない（北海道、関東、北陸、東海、四国、沖縄）。
- 特に不十分な例はない。説明にあたってはパンフレットを作成して、それに従って説明している事例がある（東北）。
- 保証期限の更新時には金融機関担当者が来訪し、丁寧な説明のうえ保証人意思確認を行っている（北陸）。
- 金融機関は十分な説明を行っていると思うが、経営者側がきちんと説明を聞いていない場合もあり、結果的に十分理解していない経営者がいるのではないか（四国）。
- 担保設定の条件について、抵当権と根抵当権設定の違い、又は根抵当の設定金額など、説明が不十分な場合がある（関東、中国）。

## ii. 担保・保証に過度に依存しない融資の融資手法の多様化について

担保・保証に過度に依存しない融資の各融資手法の取組み状況を聞いたところ、以下の通りとなりました。

- 多く取り組まれていると聞いている融資手法・・・◎  
 取り組まれている事例があると聞いている融資手法・・・○  
 取り組まれている事例を聞いたことがない融資手法・・・×

	◎		○		×	
① スコアリングモデルを活用した融資	78	21.8%	91	25.5%	188	52.7%
② 財務諸表の精度が相対的に高い企業への融資	53	14.8%	118	33.0%	187	52.2%
③ 私募債	23	6.4%	116	32.2%	221	61.4%
④ 売掛債権担保付融資	16	4.5%	158	44.1%	184	51.4%
⑤ シンジケートローン	9	2.6%	74	21.1%	268	76.4%
⑥ 動産担保融資（ABL含む）	6	1.7%	62	17.7%	283	80.6%
⑦ CLO	3	0.8%	39	10.8%	320	88.4%
⑧ コベナンツ（財務制限条項）を活用した融資	2	0.6%	46	13.1%	303	86.3%
⑨ 知的財産権担保融資	1	0.3%	39	10.7%	323	89.0%

### (注) ① スコアリングモデルを活用した融資

借り手企業の財務情報等から統計的に倒産確率などを算出し、そのリスクに見合った融資条件とすることで、原則無担保、第三者保証不要としている融資

### ② 財務諸表の精度が相対的に高い企業への融資

例えば、「中小企業の会計に関する指針」（日本税理士会連合会等が策定した中小企業向け会計指針）の適用に関するチェックリストを税理士が作成し、同会計指針が適用されていることを確認する等の方法によって、財務諸表の精度が相対的に高い企業に対し、担保保証等の融資条件を優遇した融資

### ⑥ ABL（流動資産一体担保型融資）

在庫が販売され売掛金となり、売掛金が回収され流動預金となるライフサイクルに着目し、在庫、売掛金、流動預金、を一体として担保取得するとともに、一定の融資極度枠を設定するスキーム

### ⑦ CLO

融資債権を裏付けとした証券を投資家に販売することで金融市場から資金を調達する手法（地方公共団体、信用保証協会、政府系金融機関等が関与して、中小企業向けの無担保融資を裏付けとしたCLOを発行する事例がある）

### ⑧ コベナンツ（財務制限条項）を活用した融資

借入時点において、予め将来の財務内容、事業運営等の誓約をさせることで、借り手企業の事業運営の確実性、透明性を高め、担保・保証への依存を小さくしている融資

寄せられた意見は以下の通りです。

### ① スコアリングモデルを活用した融資

- スコアリングモデルを活用した融資で、迅速な融資判断を行っている銀行、信用金庫がある（北海道、東海）。
- ほとんどの金融機関が積極的に取り扱っている（関東、福岡、沖縄）。
- スコアリングモデルでは基準をクリアしたが、審査で拒否された事例がある（関東）。
- 保証協会の保証諾否・内容を検討する手法の1つとしてスコアリングモデル（CRDモデル）が原則使用されている（関東）。
- 地銀等では顧客毎にスコアリングモデルによるリスク管理を実施しており、できる限り担保・第三者保証に依存しない、あるいは金利面で積極的な姿勢をとっている（北陸）。
- スコアリングモデルでは、財務データしか見ておらず、経営者の資質を含めた企業の実態をどこまで見ているか、業績変動時に対応できるか不安である（近畿）。
- 都銀が税理士会と連携したスコアリングモデルを活用した融資を積極的に販売している（近畿）。
- 当会会員は零細企業ばかりで、利用実績はあまり上がっていないと思われる（四国）。

### ② 財務諸表の精度が相対的に高い企業への融資

- 税理士会の作成する財務諸表を導入している企業については、信用金庫が優先的に融資を行っている（北海道）。
- 「中小企業の会計に関する指針」を使用している企業に対し、金利や保証利率の優遇を行って

いる（関東、北陸、東海）。

- 税理士会と提携した、財務諸表の精度が高い企業への優遇ローンのある金融機関がある（関東、四国）。
- 「中小企業の会計に関する指針」は、保証協会の保証料率に影響しているためほぼ全部が採用しているが、高度な経理処理を要求しており、これに従って会計処理を行うことは困難である（東海）。
- 税理士から聞いたことがある程度で詳細は承知していない（四国）。

### ③ 私募債

- 金利が高く、実績は少ないと聞いている（東北）。
- 低利で安定的な資金調達のため、地域銀行を窓口として私募債を発行した（関東）。
- 銀行からの提案で私募債としたが、なぜ私募債としたのか、会社側で理解されていない事例がある（東海）。

### ④ 売掛債権担保付融資

- 町内金融機関全てで取り扱っており、浸透もしている（関東）。
- 保証協会付での各金融機関の利用が増えている（関東）。
- 与信枠がいっぱいになっている者などに対し、売掛債権担保付融資（県の制度融資）活用での融資が実行されている（東海）。
- 手形割引と同様の役割を果たすため多くの会社で利用している（東海）。
- 売掛債権を担保とするためには、売掛先の承諾を要する場合があることから、売掛先の印象を悪くするため、同融資手法は使いづらいとよく聞いている（近畿）。
- 建設業者、食品製造業者に対し、売掛債権担保付融資を実行したと聞いている（四国）。
- 県の制度融資はあるが実行例は聞いている（九州）。

### ⑤ シンジケートローン

- 東北の地銀・第二地銀 10 行が、地元企業に対しシンジケートローン契約を締結した（東北）。
- 県・市再開発事業の際に、メガバンク及び地元有力金融機関が取り組んでいる。但し、県・市の工事を受注しても、工事完了後の債権が確定しないと使用できず、時間がかかりすぎるのではないかとと思われる（関東）。
- 大手行及び上位地銀においては、シンジケートローンのアレンジャーとして多くの事例が見られる（福岡）。

### ⑥ 動産担保型融資（ABL含む）

- 19 トンまでの船舶を動産担保として、20 件ほどの融資が実行されている（四国）。
- 地域銀行が政府系金融機関と提携して、ABLを行った事例を聞いた（福岡）。

### ⑦ CLO

- 地元信金が政府系金融機関と提携した商品の取扱を開始した（東北）。
- 福岡県の制度融資として取り組まれている（福岡）。

### ⑧ コベナンツ（財務制限条項）を活用した融資

- 政府系金融機関との協調融資においてコベナンツを取り入れた覚書を締結し、製材業の工場移転資金の融資を実行した事例がある（東北）。

### ⑨ 知的財産権担保融資

（寄せられた意見なし）

### ※ その他全般に対するもの

- 新聞等の情報で見聞きしている程度で、中小企業、零細企業には関わりが薄いのではないかと（東北、東海）。

### iii. 第三者保証人について

民間金融機関が第三者保証人を求めているかについて聞いたところ、以下の通りとなりました。  
「借入人の財務内容等によるが、第三者保証人を求める場合は少ない」、「第三者保証人を求めている」とする意見が半数を超えています。

	合計	
① 第三者保証人を必ず求めている	6	1.7%
② 借入人の財務内容等によるが、第三者保証人を求める場合は多い	157	45.8%
③ 借入人の財務内容等によるが、第三者保証人を求める場合は少ない	157	45.8%
④ 第三者保証人を求めているない	23	6.7%

### iv. 包括根保証制度の廃止について

17年4月の民法改正により、包括根保証制度が廃止されたが、その廃止に伴い、例えば、資金調達が困難になった、追加の保全を求められた、といったトラブル発生の有無について聞いたところ、以下の通りとなりました。

	合計	
① 特段発生していない	345	99.7%
② 発生している	1	0.3%

## 3. 「中小企業金融モニタリング」の活用状況について

### (1) ヒアリングの実施

中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。

### (2) 意見交換会における要請（金融庁での活用）

金融庁幹部と業界団体代表者の意見交換会（毎月開催）等において、中小企業金融モニタリングで得られた事例について紹介しています。具体的には、事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資を含む健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化や、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得るような十分な説明の実施、金融検査マニュアル別冊の周知等について要請を行っています。

### (3) 地域金融円滑化会議の活用等（財務局等での活用）

都道府県毎に設置し、半期毎に開催している「地域金融円滑化会議」（金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成）や、財務局幹部等と金融機関代表者との面談など諸々の機会を通じて、顧客への説明態勢の整備や相談・苦情処理機能の強化について注意喚起を行うとともに、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの要請を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「18年8月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について」（平成18年10月12日）](#)にアクセスしてください。



## 【特集】

### 「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」について

平成 18 年 10 月 31 日、第 165 回国会に「[貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案](#)」が提出されました。

この法律案は、現在、多重債務問題が大きな社会問題となっている状況を踏まえて、貸金業の適正化や、過剰貸付けに対する規制、出資法の上限金利の引き下げ等の措置を行うものです。

この法律案の具体的な内容は、大きく分けて、

1. 貸金業の適正化
2. 過剰貸付けの抑制
3. 金利体系の適正化
4. ヤミ金融対策の強化
5. 多重債務問題に対する政府をあげた取り組み

からなっています。以下では今回の改正案の内容を紹介します。

#### 1. 貸金業の適正化

##### ① 貸金業への参入条件の厳格化

- ・ 今回の改正案では、貸金業の適正化を図る観点から、貸金業への参入条件を厳格化し、現行、貸金業を行う上で必要とされる純資産額（個人 300 万円、法人 500 万円）を 5,000 万円以上とします。なお、実施については、法が施行されてから 1 年半以内に 2,000 万円以上、2 年半以内に 5,000 万円以上に順次引き上げていくものとしています。（貸金業法 6 条）
- ・ また、法令遵守のための助言・指導を行う貸金業務取扱主任者について、資格試験を導入し、合格者を営業所ごとに配置することを義務付けます。（貸金業法 4 条、6 条 12 条の 3、24 条の 7～50）

##### ② 貸金業協会の自主規制機能強化

- ・ 貸金業協会を、認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置を義務づけます。
- ・ 貸金業協会に広告の内容、方法、頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定させ、当局が認可する枠組みを導入します。過剰貸付けを防止するルールとしては、例えば、リボルビング契約における各回の返済額を借入額の一定以上とすることで、返済期間が長くなりすぎたりしないようにすることとしています。（貸金業法 25 条～41 条の 12）

##### ③ 行為規制の強化

###### （ア）取立規制の強化

現在も夜間や早朝などに取立てを行ったり、債務者などを脅したりする行為が禁止行為として例示されていますが、改正案では債務者などの保護を強化するため、日中の執拗な取立行為などについても禁止行為に追加します。（貸金業法 21 条）

###### （イ）書面交付義務の強化

貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付を義務づけることとし、借り入れを行う人にとって自分の返済プランがよりわかりやすくなるようにすることとしています。（貸金業法 16 条の 2（内閣府令））

###### （ウ）生命保険契約に締結に関する書面交付義務、自殺による保険支払の禁止

貸金業者が借り手を被保険者として保険契約を結ぶ場合には、保険契約の内容を説明する書面を交付することを義務付けます。また、保険契約については、借り手の自殺を保険事故とする契約を禁止します。（貸金業法 12 条の 7、16 条の 3）

###### （エ）公正証書にかかる規制の強化

公正証書作成に委任する内容の委任状を貸金業者が取得することを禁止します。それに加えて、利息制限法の金利を超える貸付けの契約について、公正証書の作成を公証人に囑託することを禁止します。（貸金業法 20 条）

## (オ) 連帯保証人に対する説明義務の強化

連帯保証人の保護を徹底するため、貸金業者に対し、連帯保証人になろうとする者への催告・検索の抗弁権がないことの説明を義務付けます。(貸金業法 16 条の 2、17 条)

## ④ 業務改善命令の導入

これまで規制に違反した業者への処分としては、登録取消や業務停止しか規定されていませんでした。改正案では規制違反に対して機動的に対処するため、業務改善命令を導入することとしています。(貸金業法 24 条の 6 の 3)

## 2. 過剰貸付けの抑制

### ① 指定信用情報機関制度の創設

信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度を導入し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備します。これにより、貸金業者が借り手の総借入残高を把握し、過剰な貸付けとならないか、確認できるようにします。(貸金業法 41 条の 13～38)

※ 指定信用情報機関とは、貸金業者等から借り手の信用に関する情報を集め、貸金業者に提供する信用情報機関のうち、法案で求める一定水準以上の情報管理・交流の体制整備等の要件を満たす信用情報機関として金融庁が指定した機関のことを指します。

### ② 総量規制の導入

貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づけ(借り手が個人の場合、指定信用情報機関の信用情報を使用して調査することを義務づけ)、借り手の返済能力を超えた貸付けを禁止します。特に、住宅ローンなどを除き、他の貸金業者からの分を含めて、年収の 3 分の 1 を超える貸付けを原則として禁止します。(貸金業法 13 条～13 条の 4)

## 3. 金利体系の適正化

### ① 上限金利の引下げ

現行法上の「みなし弁済」制度(グレーゾーン金利)を廃止し、出資法の上限金利を 20%に引下げることにしています。施行後にこれを超える金利で契約を締結した場合、罰則の対象となります。(貸金業法 43 条、出資法 5 条)

### ② 金利の概念の見直し

- ・ 業として行う貸付けの利息には、契約締結費用及び債務弁済費用も含むこととします。ただし、公租公課や A T M 手数料といった費用については、この利息から除かれます。(利息制限法 6 条、出資法 5 条の 4)
- ・ 貸付利息と借り手が保証業者に支払う保証料を合算して上限金利を超えた場合には、超過部分については、原則として、保証料を無効とし、保証業者に刑事罰を科すこととしています。(利息制限法 8、9 条、出資法 5 条の 2、5 条の 3)

### ③ 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止

これまで出資法の上限金利(29.2%)の例外とされてきた日賦貸金業者や、電話担保金融についても、今回の改正にあわせて特例を廃止します。(出資法一部改正法附則 8 項～16 項)

## 4. ヤミ金融対策の強化

改正案では、ヤミ金融に対する罰則の強化も行うこととしており、年利 109.5%を超えるような超高金利での貸付けや、無登録営業を行った場合の罰則は従来、懲役 5 年でしたが、これを 10 年としています。(貸金業法 47 条、出資法 5 条)

## 5. 多重債務問題に対する政府をあげた取り組み

改正案では以上の内容の施策に加えて、政府は、関係省庁相互の連携強化により、多重債務問題解決のための施策を総合的かつ効果的に推進することとしています。(貸金業法附則 66 条)

## ● 経過措置について

### ① 施行スケジュール

法案が成立してからの各規定の施行については、

- ・ 罰則の引上げ … 公布から1ヶ月後
  - ・ 本体施行 … 公布から1年以内  
(取立規制の強化、業務改善命令導入、新貸金業協会設立など)
  
  - ・ 貸金業務取扱主任者の試験開始
  - ・ 指定信用情報機関制度(指定の開始)
  - ・ 財産的基礎引上げ(2,000万円)
- } 施行から1年半以内
- ・ 本体施行(再掲) … 公布から1年以内
  - ・ 「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ等
  - ・ 総量規制導入
- } 施行から2年半以内
- } 公布から概ね3年を目途
- ・ 財産的基礎引上げ(5,000万円)
  - ・ 事前書面交付義務導入
- となっています。

### ② 見直し規定

改正案の附則では、以下のことについて見直しを行うこととしています。(貸金業法附則67条)

- ・ 貸金業制度のあり方について、施行から2年半以内に、総量規制などの規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うこととします。
- ・ 出資法及び利息制限法に基づく金利規制のあり方について、施行から2年半以内に、出資法及び利息制限法の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うこととします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「国会提出法案等」から、[「国会提出法案（第165回国会）」](#)にアクセスして下さい。

## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」のコーナーにアクセスしてください。

### 【貸金業法関係】

**Q： 今日閣議で決定した貸金業法の改正法案について、政府としては国会審議の中でどのような点を強くアピールしていくお考えですか。**

A： 現在における問題性というのは、貸し手に、返済能力がない、もしくは不足していることを知りながら貸しているという事実、また、借り手も返すことがほぼ不可能に近い高金利で借りているという事実など、貸し手も借り手も今は健全性を欠いております。この点において、それぞれの立場を注視しながら、健全性を図っていくことに審議の重点を置き、与野党共にこういった面での解消、すべからく多重債務の解決を図っていききたいと思っております。

[【平成18年10月31日（火）閣議後記者会見】](#)

**Q： 貸金業者が廃業する際に、債権の譲渡先や回収方針を報告することが義務付けられると、今後ヤミ金対策等にどのような効果が期待されるのか伺います。**

A： 現実にもし貸金業法改正が相成った場合に、相当程度の廃業が予測されます。債権の整理となれば、期限の利益を徒過した部分については債権回収が必要になってくるわけでございます。これについて一挙に貸し剥がしと言われるようなイメージの債権回収が行われるならば、社会不安や社会的な治安に対する懸念が予測されるわけでございます。その意味におきまして、さらに実態把握と情報共有、警察当局等との連携強化により、債権譲渡等の手段による悪質業者の参入を排除し違法取立てを防ぐ、そして徹底的な利用者保護に努めてまいりたいと考えております。

[【平成18年11月10日（金）閣議後記者会見】](#)

**Q： 貸金業法の改正で業界の再編淘汰が進むことに対する御所見を伺います。**

A： 業者の数が減るといふことの反射的効果と致しましては、私は低金利で、むしろグラミン銀行的なマイクロクレジット、そういった世界がやがて新規産業、新規業態として発生していくことを望んでいるところでございます。

[【平成18年11月17日（金）閣議後記者会見】](#)

## 【証券税制関係】

**Q： 政府税調の総会において、証券税制の10%優遇措置を2007年度の期限切れで廃止すべきとの考え方を示しておりますが、大臣のお考えをお聞きかせ下さい。**

A： 「貯蓄から投資へ」という方向付けを協力を推進してきたものが、この10%の証券税制であったわけでございます。それを急に本則に戻すということになるならば、「貯蓄から投資へ」の考え方がもう十分だということに繋がりにかぬないと思います。従いまして、目的達成、目的が是となるならば、証券税制はやはり10%で維持すべきだろうと考えています。

[【平成18年11月7日（火）閣議後記者会見】](#)

**Q： 軽減税率が無くなった場合に、何らかの暫定措置となるお考えがあるかお聞かせください。**

A： 折角、ここまで「貯蓄から投資へ」、しかもこれから間接金融から直接金融、特に再チャレンジという形で、特にベンチャー企業や地方のやる気のある人達が思い切りやろうという時、なかなか間接金融だけでは難しいというこの時代に、直接金融的な発想がある、すなわち、株式というものへの理解が不可欠である。その理解の延長線上の証券取引が活発にならないといけないというような考え方からすれば、10%軽減税率については据え置き、絶対にこれを確保しなければならないというように思っております。

[【平成18年11月14日（火）閣議後記者会見】](#)

## 【損保会社の不払い関係】

**Q： 大手損害保険会社の不払いについて、金融庁として利用者保護の立場でこれまでも行政指導を行ってきたと思うのですが、こういったことが相次いでいることについて大臣の御所見を伺います。**

A： 不払いの件について、第三分野ということですが、疾病と介護等でございますけれども、いわばこの商品は今の社会の安心・安全に対するヘッジとして商品化されたものでございます。そういった意味におきましては、不払いということにおける影響はかなり大きなものがあると思っております。是正は強く要望していきたいと考えております。

[【平成18年11月2日（金）閣議後記者会見】](#)

**Q： 損保会社の不払い問題で、損保26社に異例の3回目となる保険業法に基づく命令が出されましたが、大臣のお考えをお聞かせください。**

A： 各社の支払い漏れについての検証が十分に行われ、支払い漏れの全貌が金融庁の手元にはっきりとわかるようにしていただきたかった。それが出来ていないことに対しましては、遺憾に思っております。今後、損保会社の経営幹部が真摯にこのことについてお考えをいただき、しっかりとした取組みを表していただきたいと思っております。

[【平成18年11月21日（火）閣議後記者会見】](#)

## 【その他】

**Q： 足利銀行の受皿について、外資とかファンドが応募することについてお考えがあればお聞かせください。**

A： これについて私が適切だとか妥当だとかいうような気持ちは何らございません。むしろ公平に3条件に対して真摯に取り組んでいただける受皿という目で見たいと思っています。いろいろなご意見が多様にあることは存じております。その中で最も誠実に取り組んでいただけるという意味合いで、私は外資であろうが邦人であろうが全く問わないという姿勢で3条件を満たす、より確実に満たしてくれるという視点で考えるべきであろうと考えております。

**【平成18年11月2日（金）閣議後記者会見】**

**Q： 大手銀行がコンビニATMの手数料の無料化を打ち出す動きがあることについて、この取組みに対する大臣の御所見をお聞きかせ下さい。**

A： コンビニでのATM手数料の無料化については、結構なことだと思います。今後こうした話題が他行を刺激しまして、よりよい利用者還元、ステークホルダーへの適切な対応というようなことが起こっていくのではないかと好感を持っております。

**【平成18年11月21日（火）閣議後記者会見】**

**Q： 大手銀行が中間決算で過去最高益を計上していることについて御所見を伺います。**

A： いよいよ守りから攻めという時代がきたなどは感想として思っておりますが、全体として引当の特殊要因も手伝っていると思います時に、すべてうまくいって、病院から出て国立競技場に言っただけ100メートル競争ができるかという、退院はしたもののまだ自宅療養、そして散歩やそこらではできるけれども、レースに出られるかどうかについては不安が残るというような印象は拭えません。

**【平成18年11月24日（金）閣議後記者会見】**

## 【お知らせ】

### ○ 「金融庁 電子申請・届出システム」 ご利用のお願いについて

電子政府構築への取組の一環として、金融庁においても、24 時間 365 日受付可能な「[金融庁 電子申請・届出システム](#)」を運用しています。これにより、パソコンで作成した申請書類を、電子データのまま職場などからインターネットを利用して申請・届出をすることができます。このシステムが利用可能な申請・届出等の詳細については「[電子申請・届出システム（法令一覧による検索）](#)」(<http://annai.fsa.go.jp/annai/contents/hourei.html>)をご覧ください。

なお、金融庁ホームページには[体験版](#)も用意していますので、はじめての方でも画面を見ながら順を追って試すことができます。

また、[各手続の案内画面](#)から申請・届出等の様式をダウンロードできますので、こちらもご活用ください。

#### ● 「金融庁 電子申請・届出システム」のメリット

##### ・ 職場にいながら申請・届出

行政窓口へ書類を持参・郵送する必要がありません。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等や、地図等電子化すると縮尺が変わるもの等、原本を提出する必要があるもの等については、電子申請とは別に郵送等で提出していただくことになります。

##### ・ 24 時間 365 日受付

いつでも申請いただけるほか、窓口の一元化により、複数の府省庁に同一の申請書類を提出する必要がある場合でも 1 回の手続で完了します。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

##### ・ 審査状況をリアルタイムで確認

現在の状態をご利用のパソコンから照会することが可能です。

##### ・ 手数料も電子納付

インターネットバンキングで電子納付が可能のため、印紙等の送付が必要ありません。

ぜひみなさまの積極的なご利用をお願いいたします。

(注) 本システムのご利用にあたりましては、「[金融庁電子申請・届出システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

※ 「金融庁 電子申請・届出システム」について、詳しくは金融庁ホームページの「活動について」内の「申請・届出などの手続案内」に「[申請・届出等の手続案内](#)」にアクセスしてください。

また、「電子申請・届出システム」の使い方をわかりやすく解説したリーフレットを金融庁ホームページの「活動について」内の「申請・届出などの手続案内」に「[電子申請・届出システム利用手順](#)」を掲載しておりますのでアクセスしてください。

### ○ 「本人確認法施行令等の改正について」の広報について

マネー・ローンダリング、テロ資金対策を目的とした国際的な要請を受けて、本人確認法<sup>1</sup> 施行令及び同法施行規則の改正が行われ（本年9月22日公布）、平成19年1月4日から施行されます。

この改正により、現金で振込みを行う場合、来年1月4日以降は、10万円を超える振込みはATMではできなくなり、金融機関の窓口で運転免許証、健康保険証等の本人確認書類を提示した上で振込みを行うことが必要になります。

一方、現金でなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATM・窓口のいずれにおいても、引

<sup>1</sup> 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律

き続き従来と同様のやり方で振込みを行うことが基本的に可能です。

本人確認法施行令等の改正について、以下の広報媒体でわかりやすく広報を現在行っておりますので、下記アドレスにアクセスしてご確認ください。

- **金融庁ホームページ「本人確認法について」**  
<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>
- **政府広報インターネットテレビ 24ch「行政の現場から」**  
<http://nettv.gov-online.go.jp/channel.html?c=24>
- **政府広報オンライン ピックアップ映像コーナー「本人確認法 特捜 KIDS」**  
<http://www.gov-online.go.jp/>
- **アクセス FSA 第 47 号 【特集】「本人確認法施行令等の改正について」**  
<http://www.fsa.go.jp/access/18/200610b.html>

## ○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセス FSA では、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【**大臣に質問!**】、【**副大臣に質問!**】、【**政務官に質問!**】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「**ご意見箱**」にお寄せください。その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」「**副大臣に質問**」「**政務官に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄に**ご質問の内容**をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45 行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100 字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセス FSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

## ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「**新着情報メール配信サービス**」へどうぞ。



## 【10月の主な報道発表等】

- 2日(月) [アクセス](#)  
[アクセス](#)
- ・ 預金保険法施行規則の一部を改正する命令(案)の公表について(パブリックコメント)
  - ・ 株式会社パオの株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
- 4日(水) [アクセス](#)
- ・ 「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について
- 5日(木) [アクセス](#)  
[アクセス](#)
- ・ 有限会社パル・サービスに対する行政処分について(中国財務局長処分)
  - ・ 株式会社りそなホールディングス、株式会社りそな銀行の産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
- [アクセス](#)
- ・ みずほグループの産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
- [アクセス](#)
- ・ 株式会社北陸銀行の産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
- [アクセス](#)
- ・ 会社法施行に伴う自己資本比率告示の一部改正(案)に対するパブリックコメントの回答について
- 6日(金) [アクセス](#)
- ・ バーゼル銀行監督委員会「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」(バーゼル・コア・プリンシプル)(改定版)の公表について
- [アクセス](#)
- ・ 消費者信用団体生命保険の調査結果について
- 10日(火) [アクセス](#)  
[アクセス](#)
- ・ 金融審議会金融分科会第二部会(第33回)情報技術革新と金融制度に関するWG(第19回)合同会合
- 12日(木) [アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#)
- ・ 18年8月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について
  - ・ 投資信託委託業者の認可について
  - ・ 株式会社ジャスティスに対する行政処分について(近畿財務局長処分)
  - ・ 銀行法施行規則等の一部改正等(案)に対するパブリックコメントの回答について
- 13日(金) [アクセス](#)
- ・ 標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件の一部改正に関する告示(案)の公表について(パブリックコメント)
- [アクセス](#)
- ・ 対北朝鮮輸入禁止等に伴う当面の緊急対策に係る金融庁の措置について
- 16日(月) [アクセス](#)
- ・ OESL投資顧問株式会社に対する行政処分について(東海財務局長処分)
- 17日(火) [アクセス](#)
- ・ 「疑わしい取引の届出に関して特別の注意を払うべき取引の該当国・地域の削除について」の発出について
- [アクセス](#)
- ・ 第三回金融機能強化審査会
- 18日(水) [アクセス](#)
- ・ バーゼル銀行監督委員会「オペレーショナル・リスクの先進的計測手法(AMA)に係るレンジ・オブ・プラクティス」の公表について
- 20日(金) [アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#)
- ・ 株式会社豊和銀行に対する資本参加の決定について
  - ・ 山梨県民信用組合に対する行政処分について(関東財務局長処分)
  - ・ GEコンシューマー・ファイナンス株式会社に対する行政処分について(関東財務局長処分)
- [アクセス](#)
- ・ 不動産投資法人の役員会運営状況に係る一斉点検の結果について
- 23日(月) [アクセス](#)
- ・ ベルル生命医療保障共済会に対する行政処分について(四国財務局長処分)

- アクセス
  - ・ 安田投信投資顧問株式会社に対する行政処分について
  
- 24日(火)
  - アクセス
    - ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）の公表について（パブリックコメント）
  
- 25日(水)
  - アクセス
    - ・ 金融庁における行政手続等のオンライン化状況について
  - アクセス
    - ・ 投資信託委託業者の認可について
  - アクセス
    - ・ 金融審議会金融分科会第二部会（第34回）情報技術革新と金融制度に関するWG（第20回）
  
- 26日(木)
  - アクセス
    - ・ 利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて
  - アクセス
    - ・ EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会の開催について
  - アクセス
    - ・
  
- 27日(金)
  - アクセス
    - ・ 株式会社関東つくば銀行の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に基づく経営基盤強化計画の変更の認定について
  - アクセス
    - ・ 「銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部を改正する件（案）等」に対するパブリックコメントの結果について
  - アクセス
    - ・ 金融検査マニュアル改訂に関する検討会の設置について
  
- 31日(火)
  - アクセス
    - ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について
  - アクセス
    - ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
  - アクセス
    - ・ 投資信託委託業者の認可について
  - アクセス
    - ・ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案を提出

※ アクセス マークのある項目につきましては、アクセス から公表された内容にアクセスできます。